

大垣警察市民監視違憲訴訟の勝利をめざす

「もの言う」自由を守る会 7周年総会

とき: 7月2日(日)14:00~

(開場 13:30、16:20 頃終了予定)

第一部 総会 14:00~

第二部 記念講演 14:40~

資料代 500 円

ところ: 大垣市 **スイトピアセンター**

(大垣市室本町 5-51)

学習館2F スイトピアホール



名古屋高裁での控訴審は、第4回口頭弁論を経て、私たちがこの裁判を通して訴えたいことの核心に迫っています。

第3回口頭弁論では、一審判決直後に判決を評釈して下さった實原隆志先生に意見書を書いて頂き、関連する準備書面とともに、裁判所に提出しました。

實原意見書は、一審判決の評価できる部分(維持・深化させるべき部分)と、評価できない部分(誤り、不十分な点)を明らかにし、あるべき高裁判決を指し示しています。私たちも、この中身をしっかりと学びたいと思います。

第二次安倍政権以降、政府による市民監視を当たり前にする悪法が次々と作られてきています。また、膨大な個人情報を蓄積・分析・利用するシステムが急拡大しています。だからこそ、今、私たち一人一人が尊厳ある個人として生きるために、自分の情報を自分でコントロールする権利の確立をめざしていきたいと考えます。

ともに、この裁判を闘っていきましょう。

<記念講演>

「もの言う」自由と 自己情報コントロール権

講師: 實原隆志 先生



南山大学大学院法務研究科教授。早稲田大学大学院法学研究科博士後期課程、長崎国際大学、長崎県立大学、福岡大学を経て、2023年4月より現職。

著書として『情報自己決定権と制約法理』(2019年、信山社)など。

★後日 YouTube 配信を予定。HP をご覧下さい。

次回口頭弁論: 7月13日(木) 14:00~ 名古屋高等裁判所1号法廷

主催: 大垣警察市民監視違憲訴訟の勝利をめざす「もの言う」自由を守る会

<https://monoiujiyu-ogaki.jimdofree.com/>

連絡先: 弁護士法人ぎふコラボ 西濃法律事務所

〒503-0906 岐阜県大垣市室町 2-25 Tel:0584-81-5105 Fax:0584-74-8613

